

11-1 (介護予防)特定施設入居者生活介護(いわゆる「混合型」)

外部サービス利用型の基準は後段11-2を参照のこと。

【人員基準】

職 種		項 目	人 員 基 準
管理者 (176条) (231条)	勤務形態		常勤かつ原則として専従
	兼務の可否		管理業務に支障がない場合、他の職務又は同一敷地内・隣接地にある他の事業所の職務を兼務することは可能。 但し兼務している管理業務が過剰と判断される場合や、併設している訪問系サービス事業所でのサービス提供を行う従業者との兼務については管理業務に支障を来すと考えられる。
生活相談員 (175条) (231条)	員 数		利用者数(要介護者+要支援者)：生活相談員 = 常勤換算で100：1以上
	勤務形態		1人以上は常勤
看護職員 又は 介護職員 (175条) (231条)	看護職員 及び 介護職員	員 数	要介護者+要支援2：看護・介護職員=常勤換算で3：1以上 要支援1：看護・介護職員=常勤換算で10：1以上 総利用者数に対して必要な員数の算出方法 $\{(要介護者+要支援2)+要支援1 \times 0.3\}$ ：看護・介護職員 = 常勤換算で3：1以上 経過的要介護者の場合、当分の間は要支援1と同様の取扱いとする。 経過的要介護者：看護・介護職員=10：1
		勤務形態	看護職員のうち1人以上、介護職員のうち1人以上は常勤。 ただし、介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する(利用者が全て要支援者の)場合、いずれか1人が常勤であれば可。
	看護職員のみ	員 数	総利用者数 30人=常勤換算で1以上 31人 総利用者数 80人=常勤換算で2以上 81人 総利用者数 130人=常勤換算で3以上
	介護職員のみ	員 数	常に1人以上の配置 ただし、介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する(利用者が全て要支援者の)場合に限り、宿直時間帯の配置は必要なし。
機能訓練指導員 (175条) (231条)	員 数		1人以上(施設内での兼務可)
	資 格		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の有資格者
計画作成担当者 (175条) (231条)	員 数		総利用者数(要介護者+要支援者)：計画作成担当者 = 常勤換算で100：1以上
	資 格		介護支援専門員

【設備基準】

設備等	基 準 内 容
構造・設備	・耐火建築物又は準耐火建築物であること。消火設備、非常災害対策設備必要。 ・利用者が車椅子で円滑に異動できる空間と構造。(段差解消・廊下幅の確保等)
居室	・1の居室の定員は1人。処遇上必要な場合は2人でも可。 ・プライバシー保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・地階に設けてはならない。 ・1以上の出入口は空き地、廊下又は広間に面していること。
一時介護室	介護を行うために適当な広さ 一時的に利用者をして介護を行うための室が確保されていれば設けないことができる。
浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの。
便所	居室のある階ごとに設置すること。非常用設備必要。
食堂 機能訓練室	機能を十分発揮しうる適当な広さであること。 訓練を行うために適当な広さの場所が確保される場合は機能訓練室を設けないことができる。

【介 護 報 酬】

(1) 個別機能訓練加算【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分							
個別機能訓練体制	1. なし	下記の告示に定める要件を満たしていない場合。						
	2. あり	下記の告示に定める要件を満たしている場合。						
告示内容等	根拠条文	H12年厚生省告示第19号別表10注2等						
	<p>機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師のいずれかの資格を有する者が行う場合に限る。）の配置状況について、次に該当する施設については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。</p> <p>< 職員配置要件 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入所者の数 (前年度平均)</th> <th>機能訓練指導員の配置状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100名以下</td> <td>常勤専従で1名以上</td> </tr> <tr> <td>100名超</td> <td> 常勤換算で100:1以上。このうち1名以上は常勤専従とする。 例) 入所者平均数110名 ÷ 100 = 1.1 常勤換算方法により1.1名以上で、うち1名は常勤専従者 </td> </tr> </tbody> </table> <p>< 算定要件 ></p> <p>機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づき行った機能訓練の効果、実施方法について評価を行うこと。</p> <p>個別訓練開始時及びその後3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録すること。</p> <p>個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は利用者ごとに保管し、訓練従事者が常に閲覧できるようにすること。</p>		入所者の数 (前年度平均)	機能訓練指導員の配置状況	100名以下	常勤専従で1名以上	100名超	常勤換算で100:1以上。このうち1名以上は常勤専従とする。 例) 入所者平均数110名 ÷ 100 = 1.1 常勤換算方法により1.1名以上で、うち1名は常勤専従者
入所者の数 (前年度平均)	機能訓練指導員の配置状況							
100名以下	常勤専従で1名以上							
100名超	常勤換算で100:1以上。このうち1名以上は常勤専従とする。 例) 入所者平均数110名 ÷ 100 = 1.1 常勤換算方法により1.1名以上で、うち1名は常勤専従者							
留意事項	常勤専従者は他の職務（例えば併設の通所介護事業所の機能訓練指導員）を兼務している場合は、要件に該当しないことに留意する。							

(2) 夜間看護体制加算【届出必須】（特定施設入居者生活介護のみ。予防はなし）

加算等届出事項	算 定 区 分	
夜間看護体制	1. 対応不可	下記の施設基準に定める要件を満たしていない場合。
	2. 対応可	下記の施設基準に定める要件を満たしている場合。
施設基準等	根拠条文	H12年厚生省告示第19号別表10注3

	<p>常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定める。(准看護師は不可)看護職員により、又は病院or診療所or訪問看護ステーションとの連携により、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。</p> <p>24時間連絡体制とは、特定施設内で勤務することを要するものでなく、夜間も施設から連絡でき、必要な場合は特定施設からの呼出に応じて出勤する体制をいう。</p> <p>重度化した場合における対応指針を定め、入居の際に利用者・家族に説明し、同意を得ること。</p>
--	---

(3) 医療機関連携加算

告示内容等	根拠条文	H12年厚生省告示第19号別表10注4等
<p>看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関(指定居宅サービス基準第191条第1項に規定する協力医療機関をいう。)又は当該利用者の主治医に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合には、医療機関連携加算として、1月につき80単位を所定単位数に加算する。</p>		

(4) 職員の欠員による減算の状況【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
職員の欠員による減算の状況	1. なし	次の2及び3のいずれにも該当しない場合
	2. 看護職員	看護職員数が指定居宅サービス基準175条(予防:指定介護予防サービス基準231条)の員数未満の場合
	3. 介護職員	介護職員数が指定居宅サービス基準175条(予防:指定介護予防サービス基準231条)の員数未満の場合
留意事項	<p>下記に該当する場合は速やかに県に届出すること。</p> <p><u>各月における介護職員・看護職員の配置について、次の人員基準上必要とされる員数から</u></p> <p>1割を超えて減少した場合は、その翌月から</p> <p>1割の範囲内で減少した場合は、その翌々月から、</p> <p>職員の欠員が解消された月まで、入所者全員について、所定単位数(加算は除く)に100分の70を乗じて得た単位数を算定する。</p> <p><u>ただし、<u>の場合については、翌月の末日において人員基準を満たすに至っていない場合を除く。</u></u></p>	

【その他報酬算定上のチェックポイント】

その他の居宅(介護予防)サービスの利用について

入居中の居宅(介護予防)サービス(居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を除く)の利用については、(介護予防)特定施設入居者生活介護費を算定した月においては、事業所が費用負担する場合を除き、認められない。例えば、月の当初は(介護予防)特定施設入居者生活介護を利用し、引き続き入居しているにも関わらず、月中途から(介護予防)特定施設入居者生活介護に代えて居宅(介護予防)サービスを算定するような利用は認められない。

なお外泊期間中については、指定居宅介護支援事業所(指定介護予防支援事業所)が作成した居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に基づいて提供されるサービスであれば、外泊先の自宅において外泊期間中(初日及び最終日を除く)のみ利用することは可能となる。

また、入居者に対して提供すべき介護(介護予防)サービスの一部を外部事業者に委託する場合(例:機能訓練を外部の理学療法士に委託する場合)には、当該事業者が外部事業者に対して委託費を支払うことにより、入居者にサービスを利用させることは可能。

11-2 外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護

【人員基準】

職 種		項 目	人 員 基 準
管理者 (192条5) (256条)		勤務形態	常勤かつ原則として専従
		兼務の可否	管理業務に支障がない場合、他の職務又は同一敷地内・隣接地にある他の事業所の職務を兼務することは可能。 但し兼務している管理業務が過剰と判断される場合や、併設している訪問系サービス事業所でのサービス提供を行う従業者との兼務については管理業務に支障を来すと考えられる。
生活相談員 (192条4) (255条)		員 数	利用者数（要介護者＋要支援者）：生活相談員 ＝常勤換算で100：1以上
		勤務形態	1人以上は常勤（施設内での兼務可）
介護職員 (192条4) (255条)	介護職員	員 数	要介護者：介護職員＝常勤換算で10：1以上 要支援者：介護職員＝常勤換算で30：1以上 総利用者数に対して必要な員数の算出方法 （要介護者＋要支援者×1/3）：介護職員＝常勤換算で10：1以上
	従業者	員 数	常に1人以上の配置。（宿直時間帯は必置ではない） 「従業者」は、外部サービス利用型特定施設従業者に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の特定施設入居者に対して生活相談等のサービス提供する者等を含む。
計画作成担当者 (192条4) (255条)		員 数	総利用者数（要介護者＋要支援者）：計画作成担当者 ＝常勤換算で100：1以上
		資 格	介護支援専門員
		勤務形態	1人以上は常勤（施設内での兼務可）

【設備基準】

設備等	基 準 内 容
構造・設備	<ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物又は準耐火建築物であること。消火設備、非常災害対策設備必要。 利用者が車椅子で円滑に異動できる空間と構造。（段差解消・廊下幅の確保等）
居室	<ul style="list-style-type: none"> 1の居室の定員は1人。処遇上必要な場合は2人でも可。 プライバシー保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 地階に設けてはならない。 1以上の出入口は空き地、廊下又は広間に面していること。 非常通報装置又はこれに代わる設備必要。
浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの。
便所	居室のある階ごとに設置すること。非常用設備必要。
食堂	機能を十分発揮しうる適当な広さであること。 居室が25㎡以上の場合は食堂を設けないことができる。

【介護報酬】

(1) 職員の欠員による減算の状況【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
職員の欠員による減算の状況	1. なし	次の3に該当しない場合
	3. 介護職員	介護職員数が指定居宅サービス基準192条4（予防：指定介護予防サービス基準255条）の員数未満の場合
留意事項	<p>下記に該当する場合は速やかに県に届出すること。</p> <p>各月における介護職員の配置について、次の人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合は、その翌月から1割の範囲内で減少した場合は、その翌々月から、職員の欠員が解消された月まで、入所者全員について、所定単位数（加算は除く）に100分の70を乗じて得た単位数を算定する。</p> <p>ただし、<u>の場合については、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。</u></p>	

(2)外部サービス利用型(介護予防)特定施設入居者生活介護費の算定について

(2)-1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費

<p>報酬算定方法</p> <p>報酬額 = 基本サービス部分（1日につき87単位） + 各サービス部分</p> <p>各サービス部分：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者が委託した居宅サービス事業者が提供するサービス部分のこと。</p>		
各サービス部分	サービス種別	単位及び算定方法
	訪問介護	<p>・身体介護が中心である場合</p> <p>所要時間15分未満 99単位</p> <p>所要時間15分以上30分未満 198単位</p> <p>所要時間30分以上1時間30分未満 270単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに90単位を加算した単位数</p> <p>所要時間1時間30分以上の場合 577単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分増すごとに37単位を加算した単位数</p> <p>・生活援助</p> <p>所要時間15分未満の場合 50単位</p> <p>所要時間15分以上1時間未満の場合 99単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに50単位を加算した単位数</p> <p>所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 225単位</p> <p>所要時間1時間15分以上の場合 270単位</p> <p>・通院等乗降介助 1回につき90単位</p> <p>介護福祉士、介護職員基礎研修課程終了者、1級課程修了者又は2級課程修了者によるサービス提供に限る。</p>
	他の訪問系サービス 通所系サービス	<p>通常の各サービスの基本部分の報酬単位の90/100</p> <p><訪問看護> 保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士によるサービス提供に限る。</p>
	福祉用具貸与	通常の福祉用具貸与と同様

留意事項	<p>各サービス部分の報酬については、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。</p> <p>受託居宅サービス事業者への委託料について</p> <p>外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者が委託する指定居宅サービス事業者に対して支払う委託料は、個々の委託契約に基づく。</p>
------	--

(2)-2 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費

<p>報酬算定方法</p> <p>報酬額 = 基本サービス部分 (1日につき60単位) + 各サービス部分</p> <p>各サービス部分：外部サービス利用型介護予防特定入居者生活介護事業者が委託する介護予防サービス事業者が提供するサービス部分のこと。</p>		
各サービス部分	サービス種別	単位及び算定方法
	介護予防訪問系サービス及び介護予防通所系サービス	<p>通常の各サービスの基本部分の報酬単位の90/100</p> <p><介護予防訪問介護> 介護福祉士、介護職員基礎研修課程終了者、1級課程修了者又は2級課程修了者によるサービス提供に限る。</p> <p><介護予防訪問看護> 保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士によるサービス提供に限る。</p> <p><介護予防通所介護> 選択的サービス(運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能。</p>
	介護予防福祉用具貸与	通常の介護予防福祉用具貸与と同様
留意事項	<p>各サービス部分の報酬については、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。</p> <p>受託居宅サービス事業者への委託料について</p> <p>外部サービス型介護予防特定施設入居者生活介護事業者が委託する指定介護予防サービス事業者に対して支払う委託料は、個々の委託契約に基づく。</p>	

(3) 障害者等支援加算

告示内容等	根拠条文	H18年厚生労働省告示第165号別表第一注2
	<p>養護老人ホームである外部サービス利用型特定施設において、知的障害又は精神障害により特に支援を必要とする者に対して基本サービスを行った場合に、障害者等支援加算として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。</p>	